

加賀市が発注する役務業務及び建築物等の管理業務の一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等

平成17年10月1日

告示第14号

改正 平成18年12月27日告示第128号

平成27年3月5日告示第30号

令和7年12月26日告示第144号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5 第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する役務業務及び建築物等の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加することができる者(以下「競争入札参加者」という。)は、次の各号に掲げる事業のいずれかを営むものであって、別表に定める資格要件を具備するとともに、第5条に規定する項目について資格審査の結果、資格があると市長が認めたものとする。

- (1) 清掃業
- (2) 警備業
 - ア 機械警備業
 - イ その他警備業
- (3) 環境測定業
- (4) 害虫防除業
- (5) 飲料水貯水槽清掃業
- (6) 凈化槽維持管理業
- (7) 冷暖房設備保守運転管理業
- (8) 消防設備保守点検業
- (9) 電気設備保安点検業
- (10) 電話設備保守点検業
- (11) エレベーター保守点検業

(12) 樹木、芝等の管理業

(13) 上記以外の保守点検業

(14) 役務業

ア 一般廃棄物処理業

イ 産業廃棄物収集運搬処理業

ウ 人材派遣業

エ その他の役務業

(資格審査の申請)

第3条 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、競争入札参加者資格審査申請書(以下「申請書」という。)を平成19年を始期とし、以後3年ごとの1月4日から2月末日までの間(以下「提出期間」という。)に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、提出期間に提出しない者であって、競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、毎年6月1日から同月10日までの間、10月1日から同月10日までの間又は提出期間を除く1月4日から2月末日までの間に、申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、隨時に申請書を市長に提出することができるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(2) 前2項に規定する申請書を提出する日(以下「申請日」という。)の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)において請負高のない者

(3) 申請日の1月前までに納期限の到来した国税、県税及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例(平成19年加賀市条例第35号)第2条第3項に規定する市税等の滞納がある者

(4) 事業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っているもの

(申請書の添付書類)

第4条 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 直前決算における貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書

(2) 納税証明書

(3) 事業に関し、必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し

- (4) 登記事項証明書(個人にあっては、身分証明書)
- (5) 使用印鑑届
- (6) 業務受託高明細書
- (7) 委任状(代理人を選任した場合)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する書類

2 申請書及び添付書類の関係用紙は、契約担当課において交付する。

3 第1項第2号から第4号までに掲げる書類については、それぞれの発行官公署等において定めた様式によるものとする。

4 前条に規定する申請時期に石川県知事に対し競争入札に参加する資格の審査を申請している者は、第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類を添付している場合、当該書類の写しをもって添付書類に代えることができる。

(資格審査の項目)

第5条 競争入札参加者の資格審査は、次に規定する項目について行う。

- (1) 営業年数 申請日の1月前までの営業年数
- (2) 従業員数 申請日の1月前における常時雇用している従業員数
- (3) 自己資本の額 直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては総資本の額とする。)
- (4) 自己資本比率 前号に定める自己資本の額を直前決算における総資本の額で除して得た百分率
- (5) 流動比率 直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分率
- (6) 年間請負高 直前決算における請負高

(資格の認定通知)

第6条 市長は、資格審査の結果、第3条に規定する申請書を提出した者(以下「申請者」という。)が競争入札参加資格を有すると認定したときは、当該申請者にこの旨を通知するものとする。

(資格の有効期間)

第7条 競争入札参加者資格は、第3条第1項の規定により資格審査が行われる年の4月1日から起算して3年間有効とする。

2 第3条第2項の規定による競争入札参加者資格については、前項に規定する有効期間の残存期間とする。

(申請書の変更届)

第8条 競争入札参加者は、次の各号のいずれかに変更があったときは速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所(所在地)
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職業及び氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項
- (6) 資格、免許等の取得者
- (7) 委任事項等

(資格の取消し等)

第9条 市長は、競争入札参加者が、政令第167条の4第2項に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の加賀市が発注する建築物等の管理業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(昭和60年加賀市告示第45号)又は山中町物品の製造の請負、物品の購入、建設工事以外の委託業務等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成9年山中町告示第23号)(以下これらを「合併前の告示」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

3 第7条の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の告示の規定により決定を受けた競争入札参加者資格の有効期間は、平成18年度末までとする。この場合において、旧加賀市の区域において平成17年3月31日以前に資格登録を受け、かつ、旧山中町の区域において資格登録

を受けていない者は、平成18年2月中に第4条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を提出しなければならない。

附 則(平成18年12月27日告示第128号)

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

附 則(平成27年3月5日告示第30号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う競争入札から適用する。

附 則(令和7年12月26日告示第144号)

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

競争入札参加者の資格要件

事業の種類	資格要件
第2条第1号の事業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定による当該事業に係る登録を受けていること。
第2条第3号の事業	
第2条第4号の事業	
第2条第5号の事業	
第2条第8号の事業	
第2条第2号アの事業	警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けており、かつ、石川県公安委員会に機械警備業の届出が受理されていること。
第2条第2号イの事業	警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。
第2条第6号の事業	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けていること。
第2条第7号の事業	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第35条の規定によるボイラー整備士免許の交付を受けている者又はボイラー整備士免許の交付を受けている者を雇用していること。
第2条第9号の事業	電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条の規定による電気主任技術者免状の交付を受けている者又は電気主任技術者免状の交付を受けている者を雇用していること。
第2条第10号の事業	工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)に基づく工事担任者の資格を有する者を雇用していること。
第2条第11号の事業	建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築士又は昇降機検査資格者の資格を有する者を雇用していること。
第2条第12号の事業	樹木、芝等の管理業務のうち、街路樹剪定・管理業務及び公園等剪定・管理業務については、造園施工管理技士(1級又は2級)の資格を保有する者又は造園施工管理技士(1級又は2級)の資格を保有する者を雇用している者であること。
第2条第13号の事業	第2条第1号から第12号までに掲げる事業以外の事業であって、建築物を管理するために必要な保守管理を業として行っている者であること。

第2条第14号アの事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の規定により本市が定める一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の処理の委託を受けている者又は同法第7条の規定により一般廃棄物処理業に係る市長の許可を受けている者であること。
第2条第14号イの事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づく都道府県知事の許可を受けている者であること。
第2条第14号ウの事業	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項の規定により一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は同法第16条第1項の規定により特定労働者派遣事業の届出書を提出した者であること。
第2条第14号エの事業	業務の種類に応じて市長が別に定める要件を具備していること。

備考 雇用とは、事業者が労働者と労働契約(1週間につき30時間以上かつ3箇月間以上の期間雇用)を結んでいることをいう。